

自立支援金 <初回>申請対象チェックリスト(※令和3年11月30日現在)

要件番号	項目	チェック
1	(1) 都道府県社会福祉協議会(以後「県社協」)が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付(以下「再貸付」という。)を受けた者で、自立支援金の申請をした日(以下「申請日」という。)の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来している	
	(2) 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が、当該再貸付の最終借入月である	
	(3) 県社協に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となった	
	(4) 県社協に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったが、支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかった	
	(5) 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、県社協が実施する緊急小口資金及び総合支援資金(初回)の特例貸付(以下「初回貸付等」という。)をいずれも受けた者であって、申請月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月が到来している((1)~(4)の者及び現に再貸付を申請又は利用している者は除く)	
	(6) 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等をいずれも受けている者であって、申請月が当該初回貸付等の最終借入月であること((1)~(4)の者及び現に再貸付を申請している者は除く)	
2	申請月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること	
3	申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が別表1の収入基準額以下である(収入には、公的給付を含む) ※公的給付・・・定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金	
4	申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金及び現金の合計額が別表2の金額以下である	
5	(1) 公共職業安定所に求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと(またはこれから行う予定の方も含む) <u>(イ) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける</u> <u>(ロ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける</u> <u>(ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける</u>	
	(2) 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある	
6	生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していない	
7	偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと。	
8	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない	

※要件番号1及び5は、カッコ番号の項目のいずれか1つに該当すること

別表1 ※収入基準額＝基準額＋住宅扶助基準額

世帯人数	基準額	住宅扶助基準額	収入基準額
1人	78,000 円	24,200 円	102,200 円
2人	115,000 円	29,000 円	144,000 円
3人	140,000 円	31,500 円	171,500 円
4人	175,000 円	31,500 円	206,500 円

(裏面に続きます)

(表面の続き)

別表1 ※収入基準額＝基準額＋住宅扶助基準額

5人	209,000 円	31,500 円	240,500 円
6人	242,000 円	34,000 円	276,000 円
7人	275,000 円	38,000 円	313,000 円
8人	308,000 円	38,000 円	346,000 円

別表2 ※金融資産…預貯金及び現金をいう。負債がある場合は、金融資産と相殺はしない。

世帯人数	金融資産の上限額	世帯人数	金融資産の上限額
1人	468,000 円	3人	840,000円
2人	690,000 円	4人以上	1,000,000円